

地域包括支援センターだより

所在地：長万部町役場内
電話：2-2016 FAX：2-2931
相談時間：8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

市民後見人養成研修の受講者を募集します！

市民後見人とは、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方のお金の支払いや介護などの福祉サービスの手続きを、その方に代わって行います。市民後見人養成研修は、地域福祉の観点から、町民が後見業務の新たな担い手として活動できるように支援し、地域における人権を守る活動の推進を目的としています。

○受講のために、特別な資格や経験は必要ありませんが、事前説明会への参加が必須となります。

〈事前説明会〉

日 時 5月30日(水) 午後1時30分～ ※受付は午後1時から
会 場 函館市勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館) 大森町2-14
申 込 5月18日(金)までに電話またはFAXで住所・氏名・連絡先を下記まで

地域包括支援センター ☎：2-2016 FAX：2-2931

〈市民後見人養成研修〉

- ① 講 義 6月から7月の平日(全7回) 午前10時30分～午後5時
 - ② 実 習 7月中～下旬の平日1日間
- ※市民後見人として登録するためには、全日程の受講が必要です。
その他詳細は事前説明会で提示します。



日ごろから、ご近所やご家族にひと声かけてから出かけましょう！

有料道路における

障がい者通行料金割引制度のご案内

障がい者通行料金割引制度を受けるためには、役場で
事前に申請（新規・更新）が必要です。

■対象障がい者の範囲

- ① 障がい者本人が運転される場合
身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、
どなたでも対象になります。
- ② 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が
同乗される場合
身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けてい
る方のうち、重度の障がい（旅客鉄道株式会社旅客運
賃減額欄に第1種と記載）をお持ちの方が対象となり
ます。

■対象自動車の範囲

- ・障がい者の方1人につき1台です。(本人、配偶者、

直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、
同居の親族等が所有するもの)

- ・自家用と記載されているもの。(レンタカー、タクシー、
軽トラック、代車等は対象となりません)

■割引料金額

- ・通常料金の半額

■申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・手帳に自動車登録番号等の記載を受けようとする
自動車の「自動車検査証」
- ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合）
- ・ETCを利用されている場合は「ETCカード」と車
載器番号の分かるもの（セットアップ証明書等）

【お問い合わせ先】

保健福祉課 介護障がい者支援係（☎2-2454）

(有料広告)



パート・アルバイトさん大歓迎！

介護スタッフ募集

長万部慈恵園 ☎ 2-5121

☆ 詳しくは日塔(ニットウ)までご連絡をお願いします。